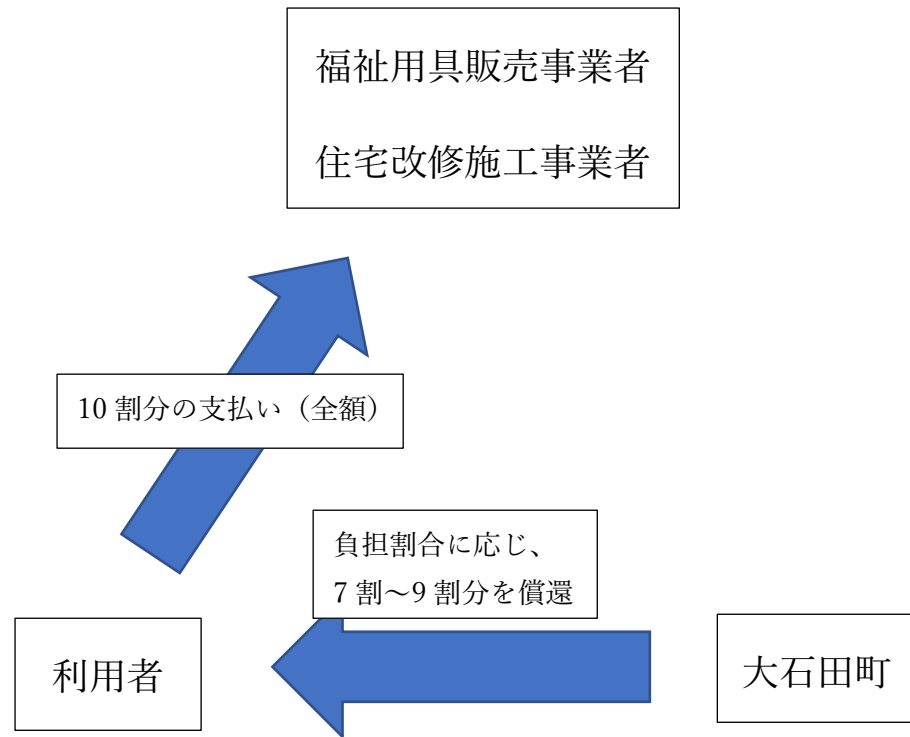


償還払方式のイメージ



利用者は、一旦費用の全額を負担した後、町から負担割合に応じ、7割～9割分の償還を受けます。（ただし、償還の金額には限度があります。）

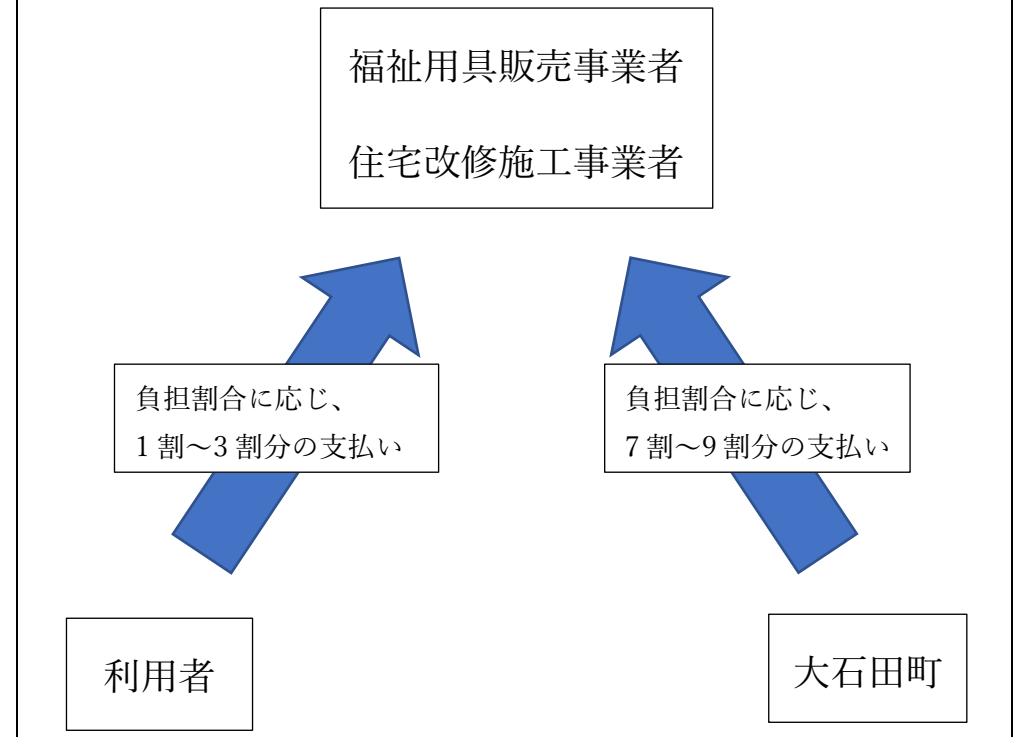
※いずれの方法も実質自己負担は負担割合分のみとなります。

※受領委任払方式は、福祉用具、住宅改修ともに、大石田町介護保険受領委任払取扱事業者として登録された事業者に支払いをした場合のみ対象となります。

※受領委任払取扱事業者として登録された事業者の詳細については、町介護保険担当にお問い合わせください。

（介護支援専門員を通してお問い合わせいただくことも可能です。）

受領委任払方式のイメージ



利用者は、負担割合に応じ、費用の1割～3割の額のみを負担した後、町が7割～9割分を事業者に対して支払います。（ただし、町から支払う金額には限度があります。）